

ただいま議題となりました議案第100号宇部市個人情報保護法施行条例制定の件外9件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第102号から第107号まで及び第110号の7件については全会一致をもって、議案第100号、第101号及び第109号の3件については賛成多数をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第100号宇部市個人情報保護法施行条例制定の件、議案第101号宇部市個人情報保護対策審議会条例制定の件についてです。

議案第100号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、宇部市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の整備を行うものです。

議案第101号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、審議会に関する条例を制定するものです。

これら2議案は関連がありますので、本委員会においては一括して審査いたしました。

それでは、2議案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、個人情報保護について、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等の間のルールが異なっていたものを統一するため、このたび、個人情報保護法に一本化される。宇部市個人情報保護条例を廃止し、条例で定めることが許容される事項等を新たに定めることとなったが、これまでの保護条例の中にあっただけのいろいろな条文は、このたびの法の中に全て網羅されていると考えていいのかただしたところ、細々とした規定の書きぶり等は、異なる部分もあるが、基本的に個人情報を保護するための施策というのはこれまでと変わりはないと認識しているとのことで

した。

次に、今回の個人情報保護法の改正の前提になるものがデジタル法であるが、デジタル改革の中では、行政が持っている個人情報を必要な所に提供していくということになると思う。その時に、今までの個人情報保護条例ではできないことがたくさんあったが、何がどう変わったのか教えてほしいとただしたところ、この度の個人情報保護法改正の主な目的には、個人情報の利活用という面がある。利活用していく主なものは、医療機関の医療情報等である。これらをビッグデータとして流通させ、調査研究することによって、豊かな国民生活の実現、経済の発展に結びつけようというのが主な目的である。

このようなデータの流通のため、主に、大学や病院のような機関の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法の個人情報取扱事業者の第三者提供の規定の中で、流通しやすくなるような例外規定が設けられている。そのような形で調査研究することによって、これまで治療方法がなかった病気に対して、治療方法が新たにできたり、新しい成長産業的な事業の創出が可能となったり、そのようなことを目的にデータを流通させるための例外的な規定が個人情報保護法の中に設けられているとのことでした。

また、情報を提供された側が調べれば、個人が特定できる可能性はあるが、宇部市としてはどのように考えているかただしたところ、学術研究などの目的で個人情報を流通させるのは懸念されるという意見があるのは承知している。個人情報を保護するのは当然のこととして、個人情報の保護と、豊かな国民生活の実現、医療の発展、経済成長のための新たな産業の創出、そのようなものを比較衡量し、このたびの法改正が行われたものと認識しているとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、このたびデジタル改革ということで個人情報保護法施行条例を制定しようとするものであるが、行政保護のデータを企業に開放することは、企業の利益につなげるための改革だと考えている。匿名加工をしているということであったが、個人情報を守る責務を放棄し、本人の同意なく外部提供することが、本当に行政の仕事なのか指摘するとの討論がなされました。

その後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号宇部市基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてです。

本案は、本市の基金の有効活用のため、統廃合等の見直しに伴う関係条例の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、基金がたくさんできたのはなぜかただしたところ、社会情勢等、その時々状況もあるが、寄附をいただいたときにそれぞれの目的に合わせ基金を制定してきた。また、合併を機に引き継いだものもあるとのことでした。

次に、例えば美術館建設基金について、これは彫刻事業基金と統合されるということであるが、基金の名前をなくしても問題はないのかただしたところ、これまでの寄附については、統合後も、しっかりとそれぞれの寄附者のご意向を踏まえた上で、2つの基金の目的に沿ってそれぞれ活用させていただき、今後、文化の振興のための寄附については、統合後の文化振興基金に積み立て、目的に合わせた形で、効果的に運用させていただきたいと思っている。

ほかの基金についても、どのように運用するのか、しっかり計画を立てていきたいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。